埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画の改定等について

資料2

埼玉県農林部農産物安全課

1　計画の位置付け

バイオマス活用推進基本法第21条第１項に規定する都道府県バイオマス活用推進計画とする。

（基本法抜粋）

第21条　都道府県は、バイオマス活用推進基本計画を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画（以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2　バイオマス利活用の意義（以下、赤字は改訂部分）

持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効活用するサーキュラーエコノミーへの移行が重要なことから、サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進を追加

（１）地球温暖化の防止

（２）循環型社会の形成とサーキュラーエコノミー（循環経済）の推進

（３）農山村の活性化

3　対象とするバイオマス

廃棄物系バイオマスの分類に新たに下水汚泥を追加し２分類７種類

分　類	種　類
廃棄物系バイオマス	家畜排せつ物、事業系食品残さ、農業集落排水汚泥、製材工場等残材、下水汚泥
未利用系バイオマス	農作物非食用部（稲わら、麦わら、もみ殻）、林地残材

埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画の改定等について

4　計画期間

国の第３次計画の終期に合わせて令和８年度～12年度（2030年）の５か年間

5　目標

令和12年度　バイオマスの利活用率90%

種　類	目標(利活用率)	種　類	目標(利活用率)
家畜排せつ物	100%	下水汚泥	100%
事業系食品残さ	80%	農作物非食用部	94%
農業集落排水汚泥	96%	林地残材	9%
製材工場等残材	99%		

6　策定年度

令和８年３月

7　参考

県及び国の動き

- H21. 2　県・埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画策定
- H21. 6　バイオマス活用推進基本法制定
- H22. 12　国・バイオマス活用推進基本計画策定
- H24. 3　県計画改定（H24～33）
- H28. 9　国計画改定（第２次・目標2025年（R７））
- H30. 2　県計画改定（H30～37）
- R４. 9　国計画改定（第３次・目標2030年（R12））
- R８. 3　県計画改定（R８～12）

前計画における県、市町村及び国の状況

1　県の状況（目標の達成状況）

令和７年度　バイオマスの利活用率88%（令和７年度目標86%）

（１）策定時に利活用率が高かった家畜排せつ物、農業集落排水汚泥及び製材工場等残材は高い利活用率を維持しており、令和７年度実績において目標値に達している。

（２）策定時に利活用率が低かった農作物非食用部及び林地残材も目標値に達している。

（３）策定時に利活用率が低かった事業系食品残さの利活用率は向上したが目標値に達しなかった。

種類	R7実績	R7目標
家畜排せつ物	100%	100%
事業系食品残さ	72%	80%
農業集落排水汚泥	96%	93%
製材工場等残材	99%	99%
農作物非食用部	92%	90%
林地残材	12%	9%

2　市町村の状況

バイオマス活用推進基本法に基づき、市町村には県とともにバイオマス活用推進計画策定の努力義務があるが、現在、計画を策定している市町村はない。

3　国の状況

令和４年９月の第３次計画の基本方針では、資源循環の形成や新たな需要に対応した地域経済の活性化等地域課題への対応に向け、地域特性に応じたバイオマスの総合的な利用を推進する等とされた。

現計画における取組

1　取組の方向性

現計画では目標に達しているバイオマスは利活用率を維持しつつ、事業系食品残さは目標に達するよう、バイオマスの種類に応じた利活用の促進に取り組む。

種　類	県所管課	取組概要
家畜排せつ物	畜産安全課	堆肥の広域利用の促進、耕種農家と畜産農家のマッチングの推進等
事業系食品残さ	農産物安全課	相談窓口による対応、研修会やイベントによる情報共有、優良事例の周知等
農業集落排水汚泥	農村整備課	施設管理者等への汚泥リサイクルの理解促進、肥料利用の情報提供等
製材工場等残材	森づくり課	木質チップや木質ペレットを活用したボイラー等の整備促進
下水汚泥	下水道局	下水汚泥燃焼灰の肥料化等による肥料利用を推進
農作物非食用部	生産振興課	すき込み等有効活用の促進、耕種農家と畜産農家のマッチングの推進等
林地残材	森づくり課	間伐材等の集材・運搬コストの低減、未利用材の利用拡大等

2　事業系食品残さの利活用向上に向けた取組

（１）農山村バイオマス利活用の相談窓口を設置し、関係事業者のネットワーク構築を支援

（２）農山村バイオマス利活用に係る研修会やイベント出展による情報共有・制度周知

（３）優良事例の情報提供によりエネルギー利用等を促進



【R8. 8_研修会】



【R7. 11_
イベント出展】